

独立行政法人科学技術振興機構平成25年度
革新的新技術研究開発業務に関する報告書
及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第5条の6第2項の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人科学技術振興機構平成25年度 革新的新技術研究開発業務に関する報告書 及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術
研究開発業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術
研究開発業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見・・・・・・・・ 29

独立行政法人科学技術振興機構平成25年度
革新的新技術研究開発業務に関する報告書

目 次

| | | |
|-------|--|---|
| I. | 平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書 | 5 |
| II. | 参考資料 | 9 |
| 資料1 | 革新的研究開発基金補助金交付要綱（平成26年3月17日 文部科学大臣決定） | |
| 資料2 | 革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（平成26年3月17日 総合科学技術会議革新的研究開発推進会議） | |
| 資料3-1 | 独立行政法人科学技術振興機構革新的新技術研究開発基金設置規程（平成26年3月24日 平成26年規程第10号） | |
| 資料3-2 | 革新的研究開発推進プログラムの実施に関する規則（平成26年3月25日 平成26年規則第14号） | |
| 資料3-3 | 革新的新技術研究開発基金の運用取扱規則（平成26年3月24日 平成26年規則第15号） | |
| 資料4 | 参照条文 | |

I . 平成 2 5 年度革新的新技術研究開発 業務に関する報告書

平成25年度革新的新技術研究開発業務について

1. 基金の造成について

平成26年3月25日に、革新的研究開発基金補助金交付要綱（平成26年3月17日文科科学大臣決定）（資料1）に基づき独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に550億円が交付され、同日、独立行政法人科学技術振興機構法（以下「機構法」という。）附則第5条の2第1項の規定に基づき、その全額をもって基金を造成した。

2. 基金の執行状況等について

基金から支出される経費（以下「経費」という。）は、革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」という。）の研究開発及びこれに附帯する業務を実施するために支出されることとされている。

また、ImPACTの運用は総合科学技術・イノベーション会議が行い、総合科学技術・イノベーション会議が策定した方針及び文科科学大臣の指示に基づき機構が研究開発等に必要な経費を執行し、出納を管理することとされている。

「革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（平成26年3月17日総合科学技術会議革新的研究開発推進会議）」（資料2）を踏まえ、機構において関係規程（資料3）の整備を行うとともに、プログラム・マネージャーの活動支援等の準備を行った。

3. 基金の管理状況について

1) 基金の管理について

革新的新技術研究開発業務を適切に執行するため、革新的研究開発推進室を設置し、業務に必要な体制を構築した。

基金の運用については、基金管理委員会の設置及び関係規程（資料3）の整備を行い、安全性の確保を重視して取引先金融機関を選定した。また、機構法附則第5条の2第3項の規定に基づき、安全性確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した基金の運用を行った。平成25年度においては、基金の運用により406,701円（平成25年度利息受取額。未収利息を含む財務収益は406,766円）の運用利益を得ることができ、同条第2項の規定により全額を基金に繰り入れた。

2) 基金の残額

(単位：円)

| 年 度 | | 平成 2 5 年 度 | 合 計 |
|---------------|----------|----------------|----------------|
| 支出 | 研究費(a) | 0 | 0 |
| | 支援費(b) | 920,549 | 920,549 |
| | 基金管理費(c) | 0 | 0 |
| 収入 | 利 息(d) | 406,701 | 406,701 |
| 支出総額(a+b+c-d) | | 513,848 | 513,848 |
| 基金の残額 | | 54,999,486,152 | 54,999,486,152 |